

5 地方税財源の充実強化

(3) 水道事業の広域連携の推進

国への提案事項

水道広域連携にかかる財政措置

水道事業の抜本的な経営改革の一つの手段である水道の広域連携を推進するため、

- ・ 広域連携に係る移行、推進段階でのソフト施策に対する財政措置の拡大
 - ・ 施設整備に対する財政措置の要件緩和
 - ・ 料金平準化に係る激変緩和措置などの仕組みづくり など
- より一層の支援措置を講じること。

【提案先省庁：総務省，厚生労働省】

5 地方税財源の充実強化

(3) 水道事業の広域連携の推進

現状／施策の背景・経緯

- 水道事業については、近年の人口減少や節水機器の普及等による給水収益の減少や、施設の更新期の到来などにより、水道事業の経営環境は厳しさを増しており、事業を安定的に継続していくためには、経営・運営基盤の強化が不可欠である。
- 広島県では、県及び各市町の担当部局で構成される「広島県水道広域連携協議会」の場において、水道の広域連携にかかる検討を行っており、広域連携の推進に向けて、主体的に取り組んでいる。
- 国においても、平成30年12月に「水道法の一部を改正する法律」が公布され、水道の基盤強化のため、都道府県には水道事業者等の間の広域的な連携の推進役としての責務が規定されるなど、基盤強化や広域連携の推進が求められている。

令和2年度概算予算等の状況

- ◆強靱・安全・持続可能な水道の構築(厚生労働省)
650億円(前年度比166%)

課題

- 水道の広域連携を推進するためには、連携の準備段階や移行段階、連携後の事業推進段階など、長期的な視点に立った支援が必要であるが、対象事業者の拡充や時限規定が令和16年度まで延長されるなど交付金制度が見直しされたものの、資本単価90円/m³以下の事業者は対象外になるなどの要件が残されているため、協議会の中で交付金の対象から外れる事業者がいる。
広域連携推進のためには、施設整備に対する財政措置の要件緩和(交付対象事業者の要件撤廃)はもとより、広域化に係る認可申請書(創設認可・事業変更認可)の作成に多額の費用が必要なことから、ソフト施策に対する財政措置の拡大など、更なる支援が必要である。
- 水道料金については、水源との位置関係や、給水区域内の地形、給水人口・密度等により、自治体間で大きく異なっており、広域連携の推進のためには、料金平準化の激変緩和措置などへの財政措置が必要である。

【水道広域連携に係る財政支援制度】

区分	事業内容	生活基盤施設耐震化等交付金	交付税措置
ソフト	都道府県水道ビジョン策定等経費(広域連携推進)	○	—
	水道事業経営戦略策定経費(広域連携推進)	—	○
	広域化に係る協議会の開催等の経費	○	—
	広域化に係る水道施設台帳の整備	○	創設
	広域化に係る事業認可申請に要する経費	創設	創設
	広域化に係るシステム統合等に要する経費	○	○
	広域連携後の料金平準化等に資する激変緩和措置	創設	拡充
ハード	広域化等を要件とする施設の整備	拡充	○
	広域化の前段で必要となる施設整備に対する財政措置の要件緩和	○	○

凡例:○…財政支援制度がある(条件付き) 創設…制度の創設が必要 拡充…制度の拡充が必要

【水道事業の統合に係る財政措置の現況】

- ・簡水統合及び市町の区域を越える水道事業の統合後、旧事業の高料金対策に要する経費について、10年間交付税措置を延長
- ・簡水統合後に実施する建設改良費への交付税措置
- ・市町村合併に伴う水道施設整備の増嵩経費に対し、一般会計から出資・補助した場合、当該出資・補助額に合併特例債を充当 など